

KHKからの
お知らせ

「浮き屋根の点検に係る技術援助」
パンフレット更新のご案内



タンク審査部

タンク開放時に浮き屋根の詳細点検を実施することで、その後のタンク使用中に浮き屋根上への危険物の軽微な漏洩があった際に、危険物をタンクから抜き取ることなく適切な仮補修を行うことでタンクの継続使用が可能となるケースがあります。

当協会では、仮補修によるタンクの継続使用の条件の1つである「タンク所有者が実施した浮き屋根の点検」が適切になされていることを第三者機関として評価する技術援助を令和2年から開始しています。

今回、技術援助の概要を説明したパンフレットを更新しましたので、お知らせいたします。

浮き屋根の点検に係る技術援助のご案内

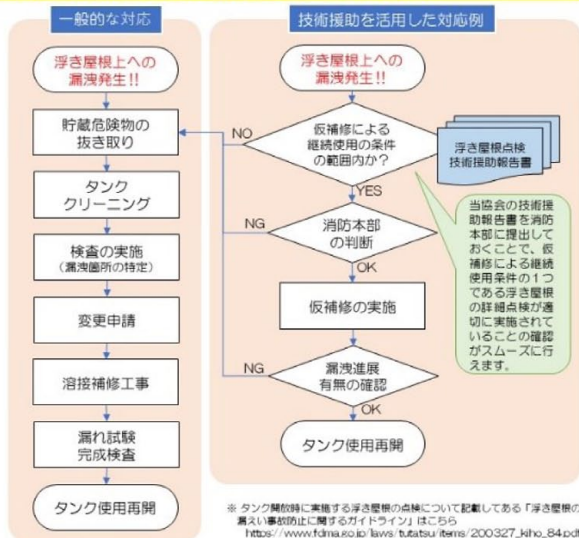
タンクの開放時にガイドライン*で定められた浮き屋根の詳細点検を実施することで、その後のタンク使用中に浮き屋根上への危険物の軽微な漏洩があった際に、危険物をタンクから抜き取ることなく適切な仮補修を行うことでタンクの継続使用が可能となるケースがあります。

当協会では、継続使用の条件の1つとなるタンク所有者が実施した浮き屋根の点検がガイドラインに沿って適切に実施されていることを、第三者機関として評価する技術援助業務を行っていますので、是非ご利用ください。



浮き屋根式の屋外タンク

- 万が一浮き屋根上に軽微な漏洩事故が発生した場合であっても継続使用が可能となれば、
1. タンクの開放が不要になります。
 2. 補修にかかる費用を大幅に抑えることができます。
 3. 使用再開までの期間を大幅に短縮できます。



技術援助についての概要

【背景】

浮き屋根の漏洩事故が相次いだことを契機に、H29年に消防庁において浮き屋根の事故防止等についての検討が行われた結果、消防庁から「浮き屋根の事故防止に関するガイドライン」が発出され、次の内容について事業者自ら確認することが必要となりました。

- ①開放時のボンツーン・デッキの気密性等の確認
- ②ボンツーン内の仕切り板の健全性確認
- ③補修履歴を踏まえた浮力確認

これらの項目について事前に第三者機関（又は消防機関）の確認を受けたタンクについては、その後の供用時に何らかの理由で浮き屋根上に微小漏洩した場合においても、仮補修を実施した上で継続使用できることとされました。

（令和2年3月27日消防危第84号「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について」）

【当協会が行う技術援助の内容】

ガイドラインに示された上記3点について、公正中立な第三者機関として、シングルデッキ、ダブルデッキ問わず構造の確認や数値計算による評価を行うとともに、現地確認によって適切であるか否かの確認を行います。

●必要な書類（標準的な提出書類）

- ①浮き屋根関係図面（浮き屋根詳細図、ボンツーン詳細図等）
- ②開放時の点検記録
- ③浮き屋根の溶接補修工事に係る品質管理記録
- ④最新の浮き屋根重量表（過去の補修履歴を踏まえたもの）

●現地確認で実施する内容（実施時期：補修・検査完了後～オイルイン前）

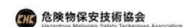
- ①デッキ板の目視検査
- ②ボンツーンの目視検査
- ③ボンツーンの加圧漏れ試験
- ④ボンツーン底板の板厚測定

●その他確認する内容

- ①仕切り板の健全性
- ②最新の浮き屋根重量による浮力評価



＜お問い合わせ先＞
 危険物保安技術協会 タンク審査部 （担当） 審査第一課長 音木
 a_saki@khk-syoubou.or.jp
 TEL 03-3436-2365
 審査第二課長 清野
 n_kiyono@khk-syoubou.or.jp



拡大版は下記のリンクをご覧ください

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/tech_support/ukiyane.pdf